

判決年月日	平成 2 7 年 2 月 1 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10311号		
○ 名称を「ヒト疾患に対するモデル動物」とする発明について、新規性・進歩性を肯定して、無効審判請求を不成立とした審決を、進歩性判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法 29 条 1 項 3 号, 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2012-800093 号, 特許第 2664261 号

被告は、名称を「ヒト疾患に対するモデル動物」とする発明（本件発明）についての本件特許（特許第 2664261 号）の特許権者である。原告が、本件特許の無効審判請求をしたところ（無効 2012-800093 号）、特許庁は、無効審判請求を不成立とする審決をした。

本件発明は、免疫欠損動物（ヌードマウス）にヒト腫瘍組織塊（癌）を同所移植（原発巣と同じ器官に移植すること）するものである。これにより、腫瘍組織の増殖のみならず、転移も生じさせることで、モデル動物として、抗癌剤等の開発に役立てようとするものである。

本判決の説示に関連する引用例は、主に、甲 1 発明（「Journal of the National Cancer Institute, vol. 55, no. 6, 1975年12月, pp. 1461-1466」）である。

審決は、次のとおり判断して、本件発明には新規性・進歩性があると判断した。

① 本件発明が、転移に対するモデル動物であるのに対し、甲 1 発明では、腫瘍の浸潤しか生じておらず、両発明は、この点において相違する。

② 浸潤すれば、必ず転移が起きるという技術常識はなかった。

③ 本件発明が用いるのは、ヒト器官から採取した腫瘍組織塊そのままのものである。一方、転移が生じる甲 3 発明（「医学のあゆみ, 104巻, 1978年1月7日, 31-33頁」に記載の発明）及び甲 4 発明（「肝臓, 21巻, 3号, 1980年3月25日, 303-315頁」に記載の発明）が用いているのは、継代培養された腫瘍組織塊である。したがって、甲 3 発明及び甲 4 発明に当業者が接しても、本件発明にならない。

本判決は、次のとおりに認定判断をして、審決の進歩性判断（上記②③）には誤りがあるとして、これを取り消した。

① 本件特許の優先権主張日当時、一般には、腫瘍が浸潤していることを観察した状態では、そのまま時間が経過すれば浸潤が更に広がり、転移が生じる可能性も高くなることだが、癌の進行プロセスについての技術常識として知られていた。

② 甲 1 発明と同様の同所移植が行われて、浸潤及び転移が生じた甲 3 発明及び甲 4 発明を参酌すれば、当業者は、甲 1 発明においても浸潤が広がれば転移が生じる可能性が高いと予測できる。